

法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ

運用ガイド

この度は、「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」は、ソリマチ株式会社の「会計王」の会計データを「法人税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1. 対応製品	3
2. 動作環境	4
3. インストール方法	5
1. 「達人 Cube」からアップデートする場合.....	5
2. 「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合.....	9
4. 運用方法	11
1. 「会計王」と「法人税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合.....	11
2. 「会計王」と「法人税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合.....	12
5. 操作方法	13
「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前に.....	13
1. 「会計王」と「法人税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合.....	16
2. 「会計王」と「法人税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合.....	21
6. 連動対象項目	28
「会計王」から連動するデータ(連動元)	28
「法人税の達人」に連動するデータ(連動先)	29
貸借対照表.....	31
損益計算書.....	32
製造原価報告書.....	33
株主資本等変動計算書等.....	34
個別注記表.....	36
入力用帳票〔六(一)・八(一)〕	37
別表十四(二)	38
別表十五.....	39
7. アンインストール方法	40
8. 著作権・免責等に関する注意事項	41

1.対応製品

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」に対応するNTTデータの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	法人税の達人(令和07年度版) Professional Edition
	法人税の達人(令和07年度版) Standard Edition
ソリマチ株式会社	会計王25
	会計王25PRO



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの対応製品で記載しています。

2.動作環境

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の【対応製品】と同様です。



注意

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の【対応製品】のいずれかをインストールしている必要があります。

3.インストール方法

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



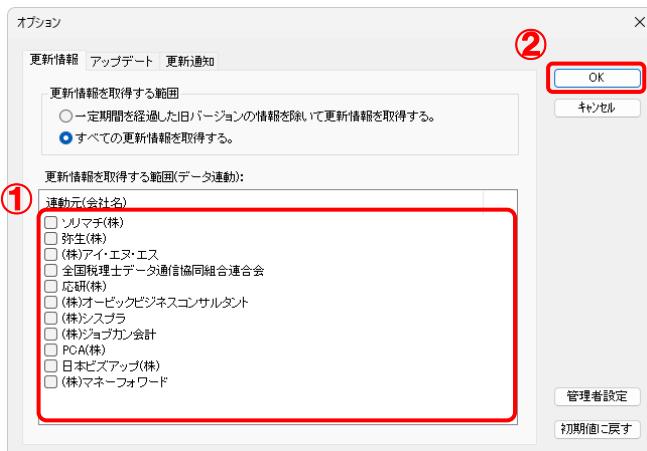
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



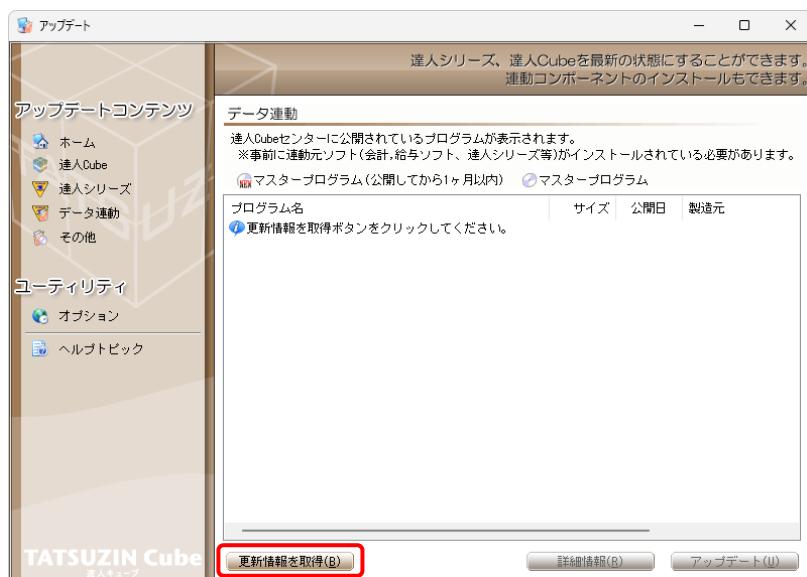
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



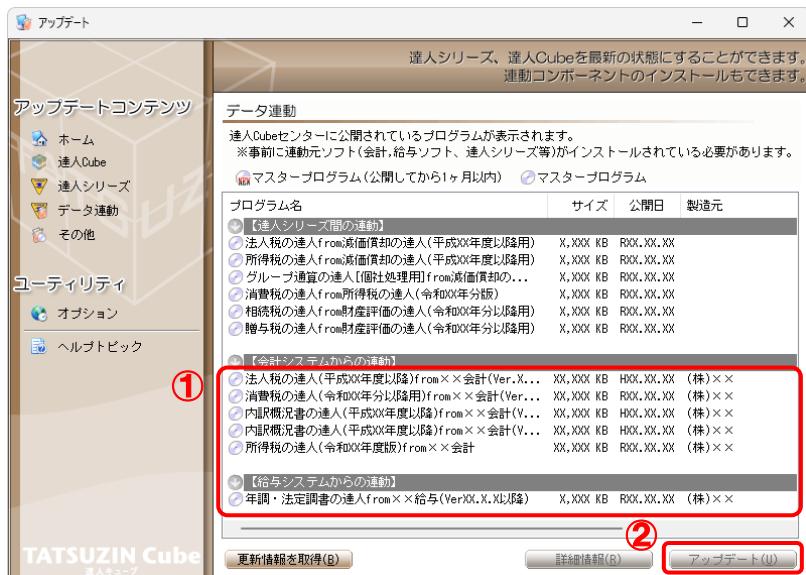
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

7. [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

8. [次へ]ボタンをクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

9. インストール先のフォルダーを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ

(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。

The screenshot shows the 'Tatsuzin' official website with the following details:

- Header:** NTT DATA logo, '税務申告ソリューション「達人シリーズ」' (Tax Return Solution 'Tatsuzin Series'), 'お問い合わせ・販売請求' (Inquiry/Order), 'サイトマップ' (Site Map).
- Breadcrumbs:** HOME > 達人シリーズ > 会計ソフト・給与ソフトとの連動
- Left Sidebar:**
 - 達人シリーズ
 - 製品ラインナップ
 - 申告書作成ソフト
 - 会計ソフト・給与ソフトとの連動
 - 達人Cube
 - 動作環境
 - ご利用料金表
- Center Content:**
 - 会計ソフト・給与ソフトとの連動** (Section)
 - 「達人シリーズ」の連動とは?
 - 連動メーカー紹介
 - 連動コンポーネントダウンロード** (Red button)
 - 申告書作成ソフト** (Section)
 - 法人税の達人
 - 減価償却の達人
 - 消費税の達人
 - 内訳表作成の達人
 - 所得税の達人
 - 生産・法定請求の達人
 - 相続税の達人
 - 贈与税の達人
 - 財産評価の達人
 - グループ通算の達人
 - 連結納税の達人
 - 達人Cube** (Section)
 - データ収集・記憶 年度オプション
 - 法人税の達人** (Section)
 - 「法人税の達人」では、以下のソフトと連動が可能です。連動方法は以下の2パターンがあります。
 - ①連動コンポーネントの利用 (Text)
 - Professional Edition, Standard Editionのみ利用可能です。「達人Cube」を利用している場合は、達人Cube「アップデート」からインストールできます。「達人Cube」を利用していない場合は、下記一覧の「ダウンロード」ボタンをクリックして表示されるページよりダウンロードしてください。
 - ②インポート機能の利用 (Text)
 - Professional Edition, Standard Editionのみ利用可能です。基本情報や各帳票等のデータを外部ファイル (Excel形式、CSV形式) からインポートできます。
- Bottom:** インポート機能の詳細は [こちら](#) >

2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

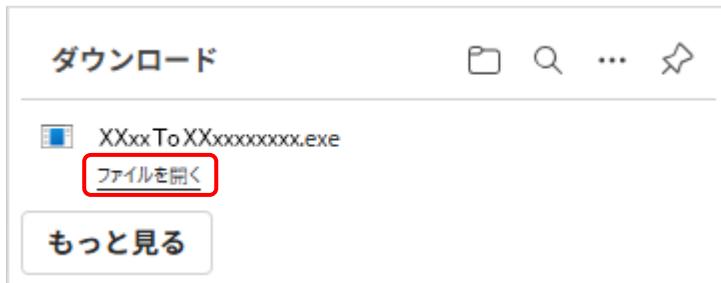
3. 該当の会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

7. [次へ]をクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

8. インストール先のフォルダーを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

9. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」のインストールは完了です。

4.運用方法

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」は、「会計王」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「会計王」と「法人税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

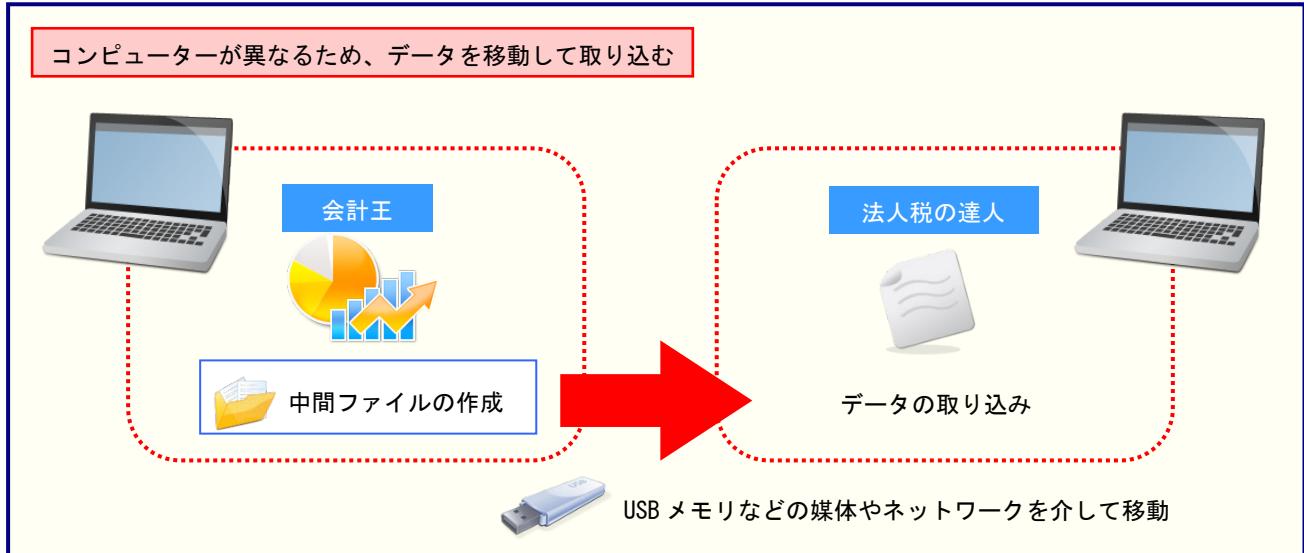
1.「会計王」と「法人税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」で作成した中間ファイルを直接「法人税の達人」に取り込みます。



2.「会計王」と「法人税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

「会計王」をインストールしているコンピューターで中間ファイルを作成し、「法人税の達人」をインストールしているコンピューターで取り込みます。



5.操作方法

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」を使って、以下の手順で連動します。事前に「6.連動対象項目」(P.28)を必ずお読みください。操作手順は、「会計王」と「法人税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前に

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前に以下の手順で、「会計王」に達人用のユーザーを登録し、「会計王」が起動中でも連動できる設定をしてください。この手順は、「会計王」と「法人税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかにかかわらず、共通の手順となります。



注意

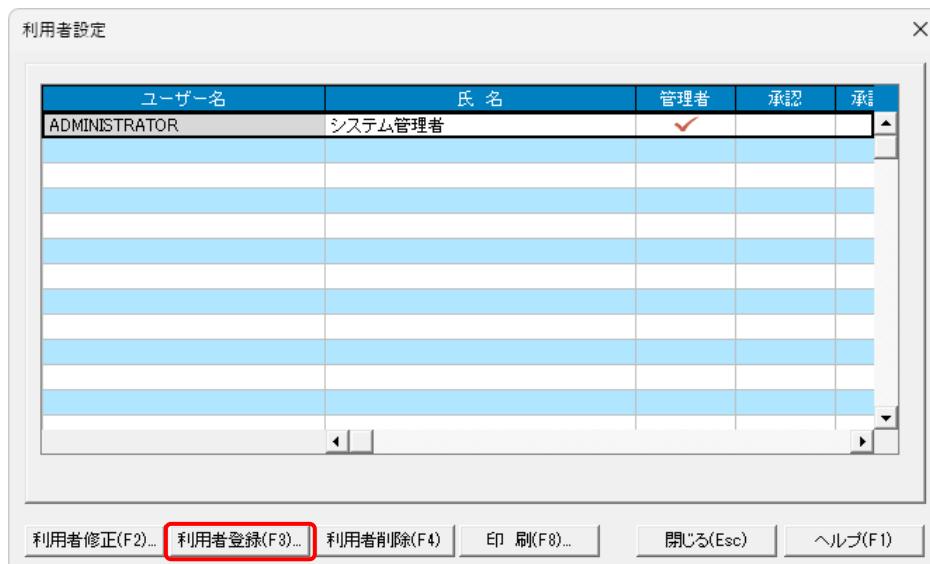
達人用のユーザーを登録しないと「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用できません。

1. 「会計王」を起動し、メニュー[ファイル]-[利用者設定]をクリックします。



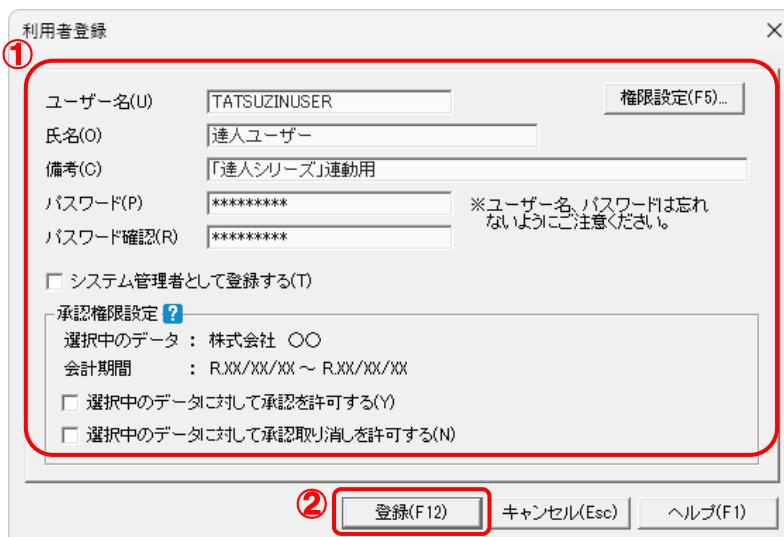
[利用者設定]画面が表示されます。

2. [利用者登録]ボタンをクリックします。



[利用者登録] 画面が表示されます。

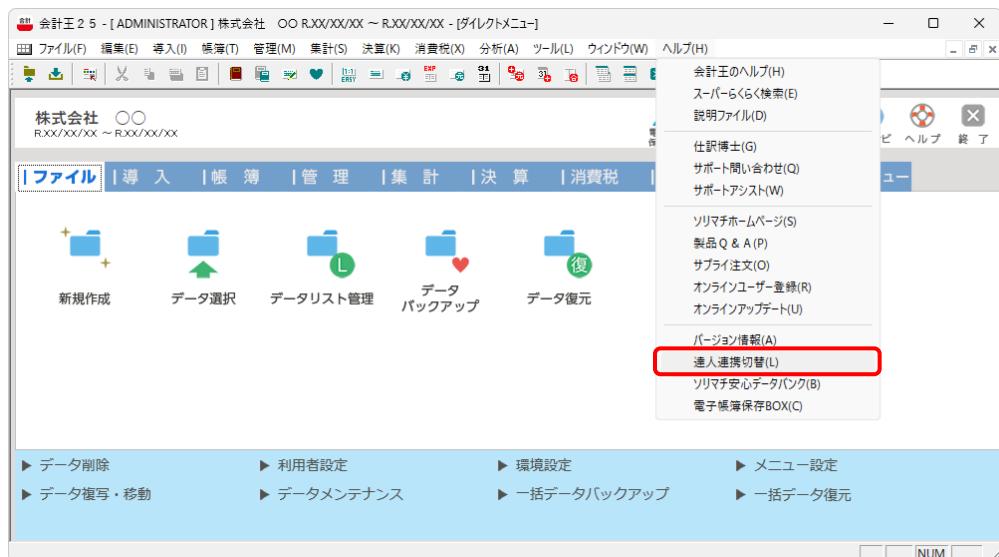
3. 「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」用のユーザー情報を入力し(①)、[登録]ボタンをクリックします(②)。



[利用者設定] 画面に戻るので、[閉じる] ボタンをクリックします。

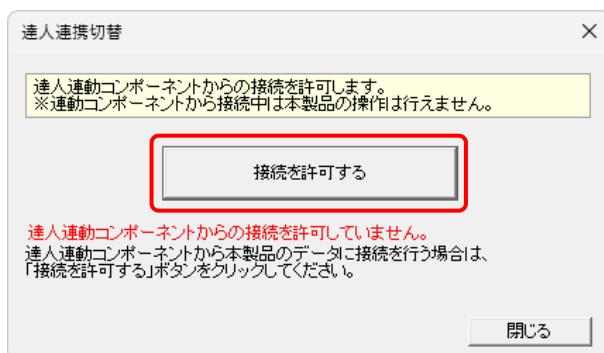
- ※ ユーザー名の先頭を“TATSUZIN”とすることで、達人用のユーザーとして認識されます。
- ※ ユーザー名以外の入力は任意となりますが、確認しやすい情報を入力しておくと便利です。
- ※ 「会計王」の起動中に連動をしない場合、手順4以降は行いません。

4. メニューバー[ヘルプ]-[達人連携切替]をクリックします。



[達人連携切替] 画面が表示されます。

5. [接続を許可する]ボタンをクリックします。



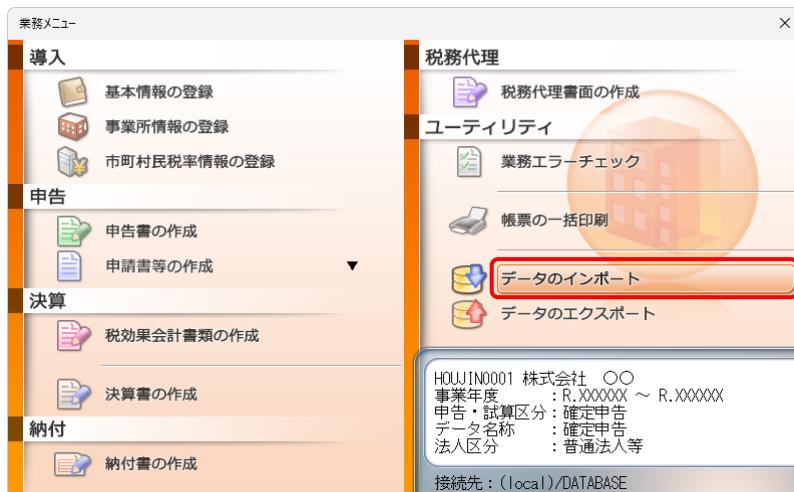
達人連動コンポーネントからの接続が許可され、「会計王」が起動中でも連動できるようになります。

※ 接続を解除する場合は [接続許可を解除する] ボタンをクリックし、解除してください。

以上で、「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」を使用する前の準備は完了です。

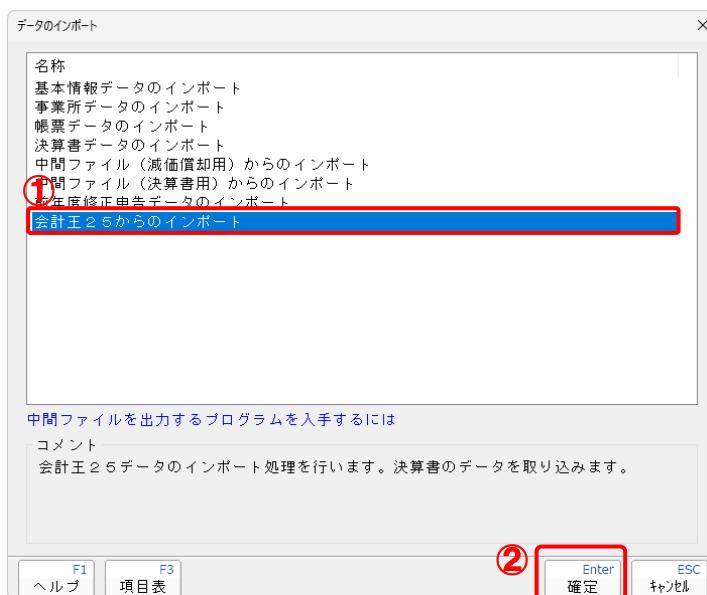
1.「会計王」と「法人税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

- 「法人税の達人」を起動してデータを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

- [会計王25からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[会計王25 - ログイン] 画面が表示されます。

※ 「会計王25PRO」を利用している場合は [会計王25PROからのインポート] をクリックして選択し、[確定] ボタンをクリックします。

3. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。



[データ選択] 画面が表示されます。

※ [ユーザー名] には既に “TATSUZIN” が設定されていますので、後に続く文字を入力します。

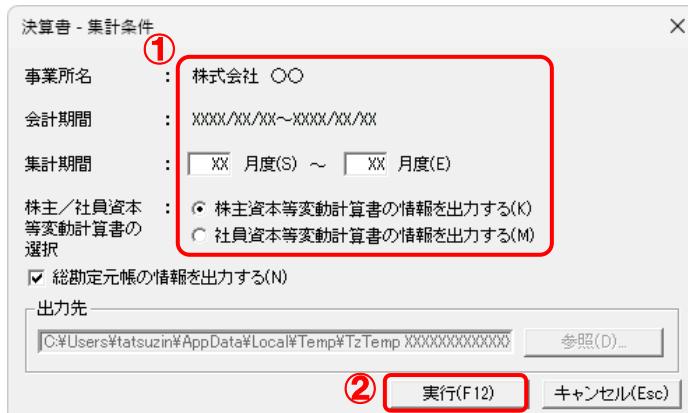
※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。

4. 「法人税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



[決算書 - 集計条件] 画面が表示されます。

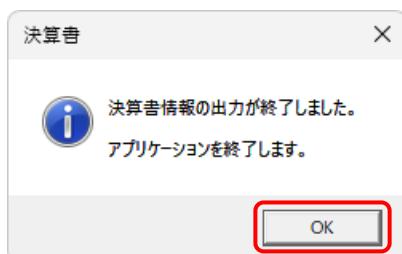
5. 集計条件を設定し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

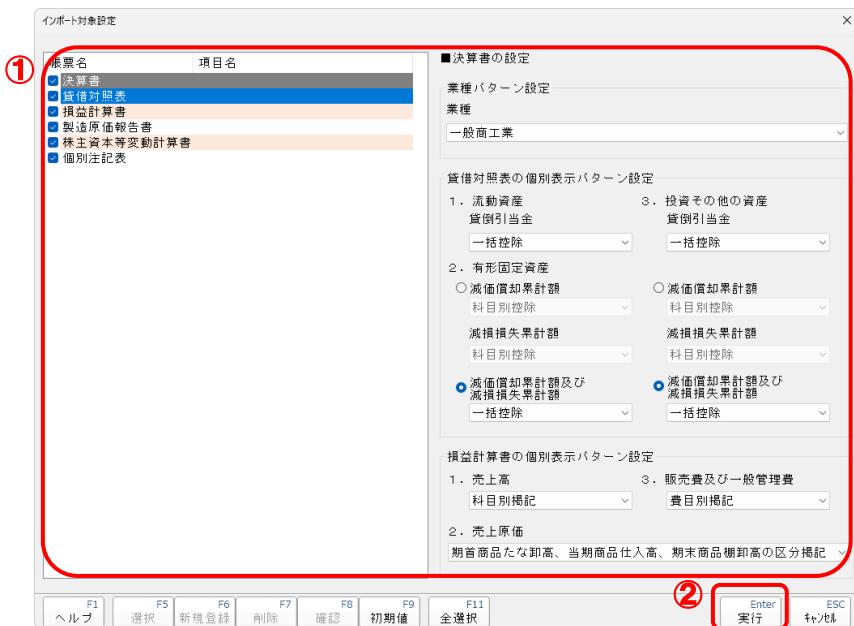
※ 「会計王」では「社員資本等変動計算書」の作成はできませんが、ラジオボタンの選択により「社員資本等変動計算書」としてインポート可能です。

6. [OK]ボタンをクリックします。



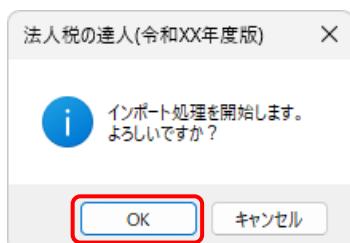
[インポート対象設定] 画面が表示されます。

7. インポートの対象を設定し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



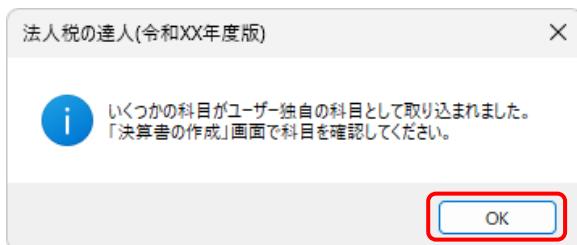
インポートの確認メッセージが表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。



取り込み確認メッセージが表示されます。

9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「法人税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。



注意

連動後には、「法人税の達人」側で科目の取り込み設定を行う必要があります。操作手順については『[法人税の達人 運用ガイド](#)』－「帳票の作成」－「決算書の作成」－「科目の割当設定を行う」をご確認ください。

2.「会計王」と「法人税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」と入力して表示される検索結果から、[法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ]をクリックします。
[会計王25 - ログイン]画面が表示されます。

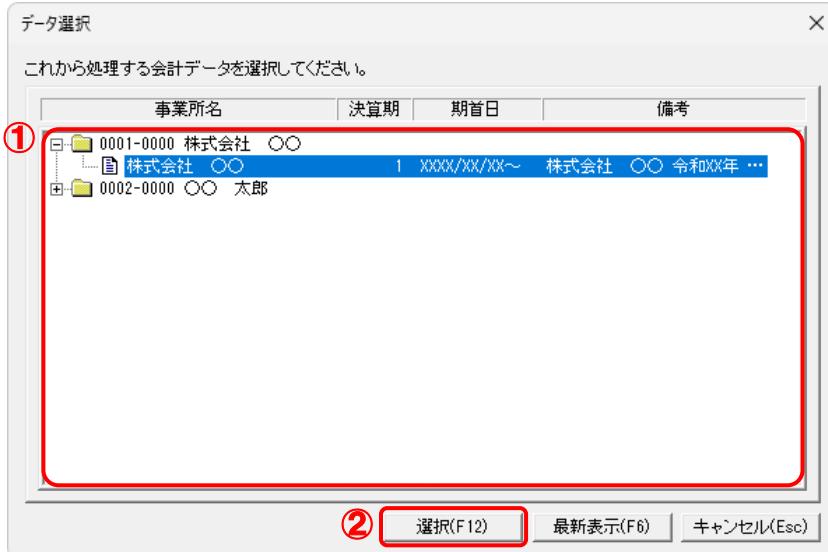
2. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。



[データ選択]画面が表示されます。

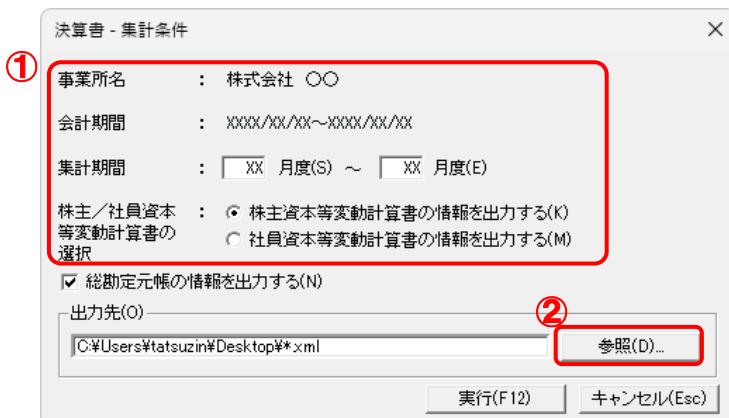
- ※ [ユーザー名]には既に“TATSUZIN”が設定されていますので、後に続く文字を入力します。
- ※ 次回以降、[ユーザー名]と[パスワード]を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する]をクリックしてチェックを付けます。

3. 「法人税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



[決算書 - 集計条件]画面が表示されます。

4. 集計条件を設定し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



[保存ファイルを指定] 画面が表示されます。

※ 「会計王」では「社員資本等変動計算書」の作成はできませんが、ラジオボタンの選択により「社員資本等変動計算書」としてインポート可能です。

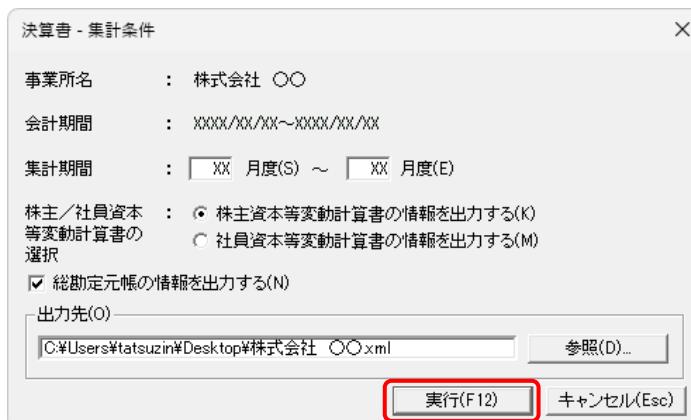
5. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



[決算書 - 集計条件] 画面に戻ります。

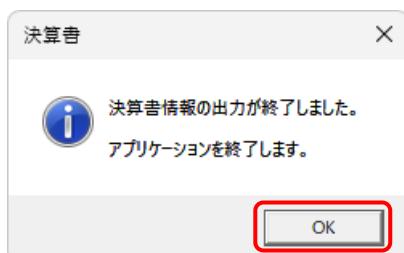
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

6. [実行]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

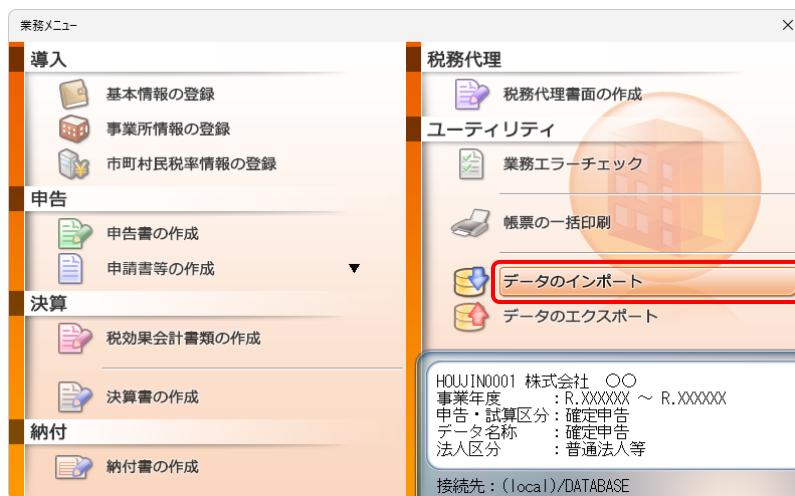
7. [OK]ボタンをクリックします。



手順5で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

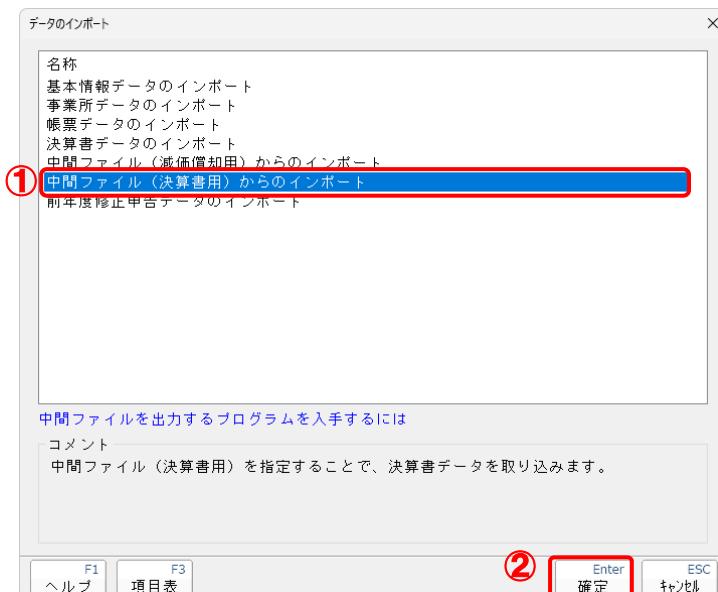
8. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「法人税の達人」をインストールしているコンピューターに移動します。

9. 「法人税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



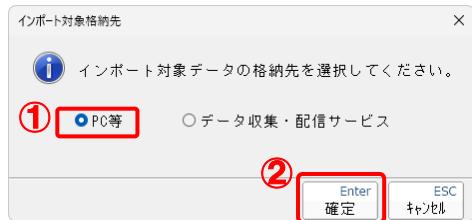
[データのインポート] 画面が表示されます。

10. [中間ファイル(決算書用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

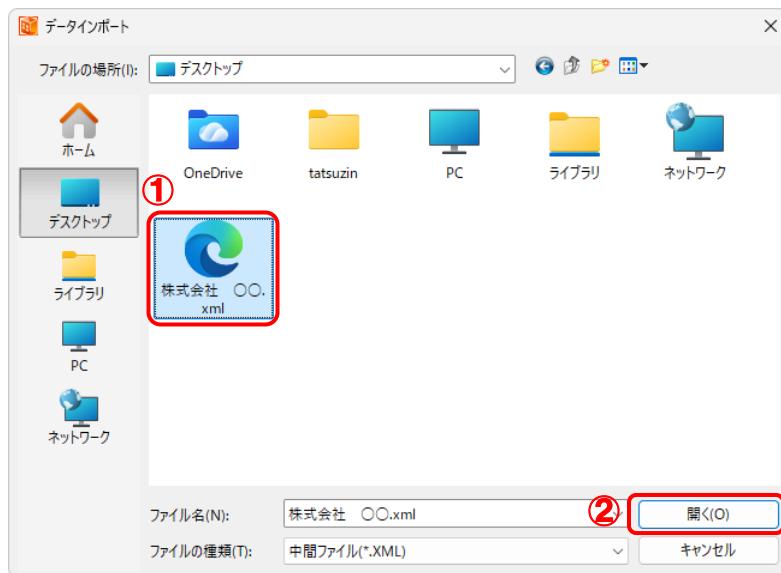


[データインポート] 画面が表示されます。

※ [インポート対象格納先] 画面は、達人Cube「データ収集・配信」ご契約の方のみ表示されます。[PC等] を選択し (①)、[確定] ボタンをクリックします (②)。

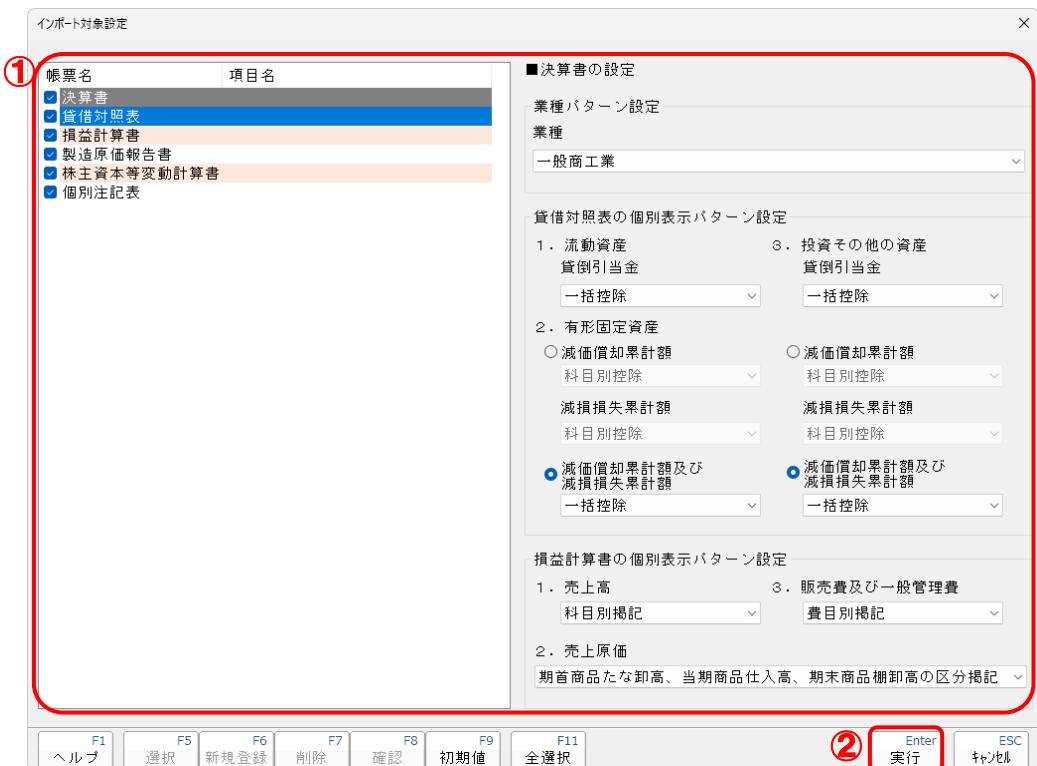


11. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



[インポート対象設定] 画面が表示されます。

12. インポートの対象を設定し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



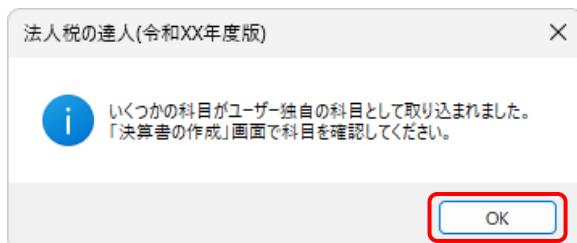
インポートの確認メッセージが表示されます。

13. [OK]ボタンをクリックします。



取り込み確認メッセージが表示されます。

14. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。



注意

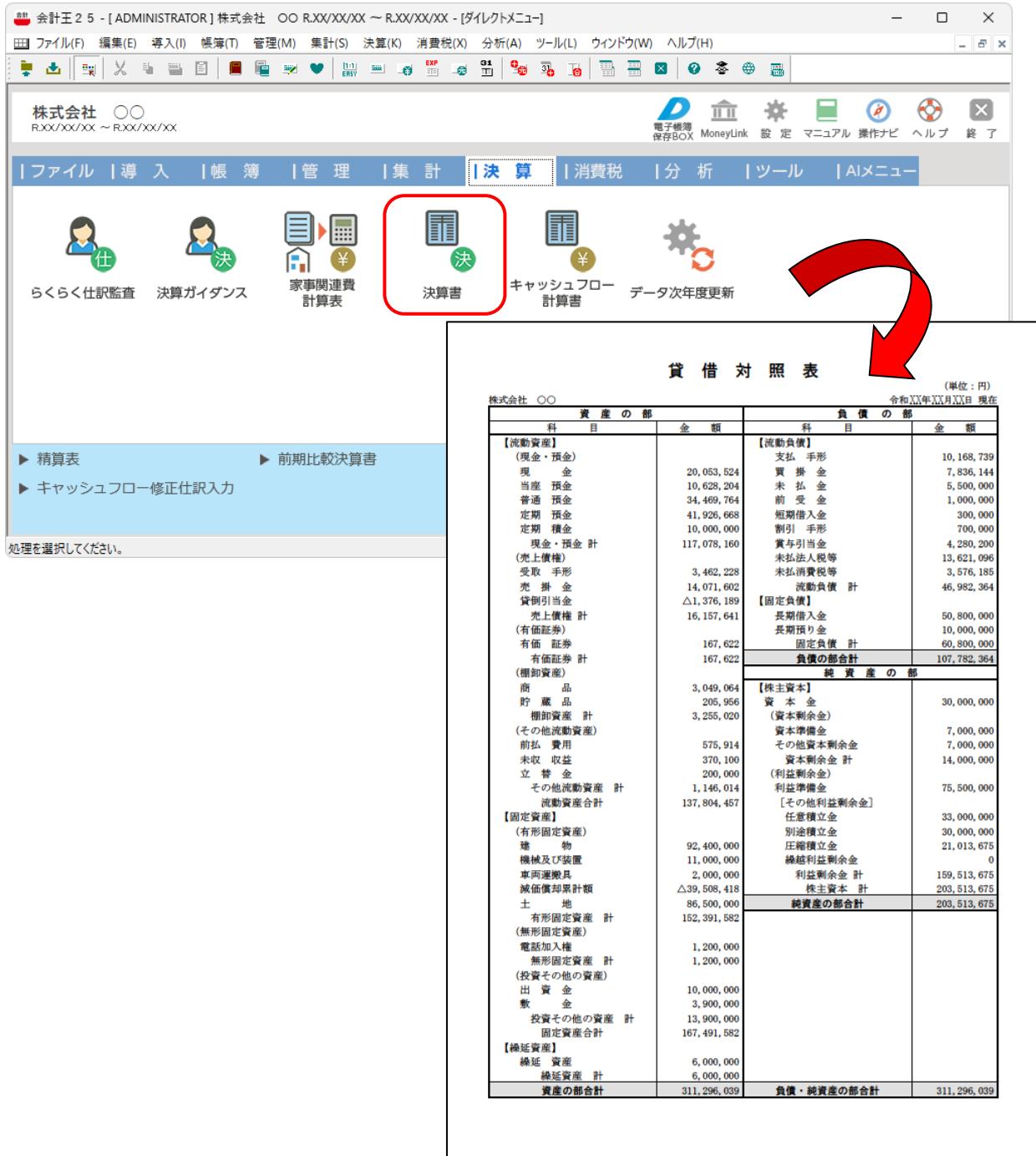
連動後には、「法人税の達人」側で科目の取り込み設定を行う必要があります。操作手順については『[法人税の達人 運用ガイド](#)』－「帳票の作成」－「決算書の作成」－「科目の割当設定を行う」をご確認ください。

6.連動対象項目

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」では、「会計王」の決算書よりデータを取り込みます。

「会計王」から連動するデータ(連動元)

「会計王」からはメニュー【決算】-【決算書】の決算書データが連動します。



「法人税の達人」に連動するデータ(連動先)

「法人税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

決算書

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・製造原価報告書
- ・株主資本等変動計算書
- ・社員資本等変動計算書
- ・個別注記表



注意

個別注記表について：

「会計王」のメニュー【決算】－【決算書】－【決算書作成】画面の【印刷する注記事項を選んでください。】画面にて、【注記入力方法】－【注記表を「法人税の達人」へ連動可能な形式で入力する】をクリックしてチェックを付けると連動可能となります。

株主資本等変動計算書について：

「会計王」で入力した変動事由の入力内容は連携しません。

データを取り込んだのち、「法人税の達人」の「株主資本等変動計算書」にて該当する箇所に入力してください。

集計条件について：

「会計王」で設定した決算書作成における集計条件は連携しません。

社員資本等変動計算書について：

「会計王」では「社員資本等変動計算書」の作成はできませんが、連動コンポーネントのラジオボタンの選択により「社員資本等変動計算書」としてインポート可能です。

修正の必要のある勘定科目について：

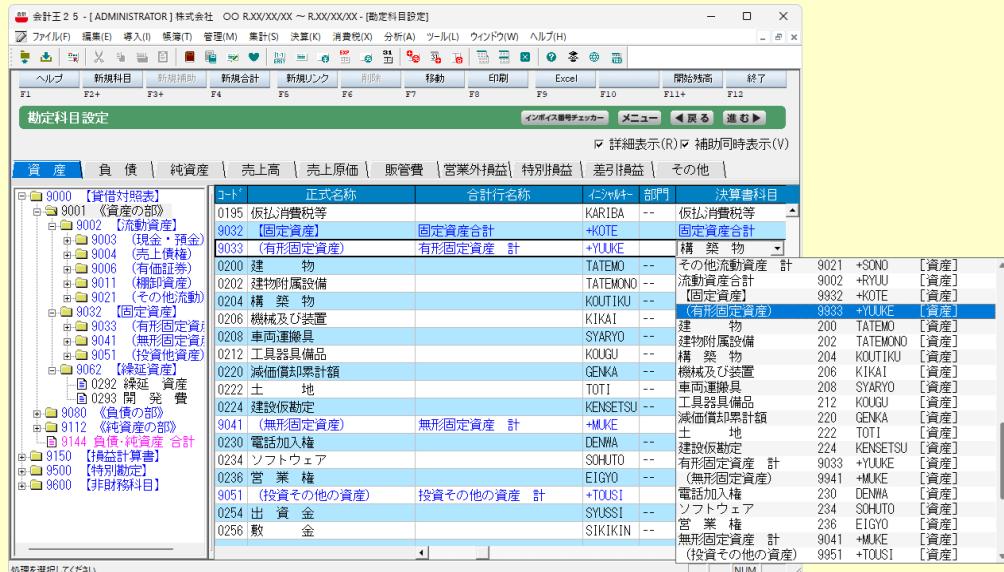
「会計王」にて、以下の科目性格を設定した勘定科目の期首残高や仕訳が入力してある場合、正しい分類に出力することができません。

『【固定資産】』

『貸倒引当金（固定資産）』

『減価償却累計額（固定資産）』

「会計王」の勘定科目設定画面にて、決算書科目を [(有形固定資産)] [(無形固定資産)] [(投資その他の資産)] のいずれかに設定してから出力処理を行ってください。



申告書

- ・入力用帳票 [六(一)・八(一)]
- ・別表十四(二)
- ・別表十五



参考

インポート・エクスポート可能な項目の詳細については、「達人」オフィシャルサイト「法人税の達人」のページで、以下の項目をご確認ください。

[参照] 「インポート機能で帳票の作成にかかる時間を削減」
(https://www.tatsuzin.info/products_hi/)

貸借対照表

決算書の作成

貸借対照表 損益計算書 製造原価報告書 株主資本等変動計算書 個別注記表

▲ ▼

科目	金額	加算減算	e-Taxで使用する科目
資産の部			資産の部
流動資産			流動資産
固定資産			固定資産
有形固定資産			有形固定資産
無形固定資産			無形固定資産
投資その他の資産			投資その他の資産
繰延資産			繰延資産
負債の部			負債の部
流動負債			流動負債
固定負債			固定負債
純資産の部			純資産の部

ユーザーが独自に追加した科目等
 ユーザーが独自に追加した科目のみ表示する

F1 ヘルプ
F2 閉じる
F3 フィルタ
F4 利益処分
F5 全計算
F6 科目追加
F7 科目削除
F8 割当削除
F9 印刷
F11 割当設定
F12 漢字

Enter 選択

損益計算書

決算書の作成

貸借対照表 損益計算書 製造原価報告書 株主資本等変動計算書 個別注記表



科目	金額	加算減算	e-Tax で使用する科目
営業活動による収益			営業活動による収益
売上高			売上高
営業活動による費用・売上原価			営業活動による費用・売上原価
売上総利益又は売上総損失(△)			売上総利益又は売上総損失...
販売費及び一般管理費			販売費及び一般管理費
営業利益又は営業損失(△)			営業利益又は営業損失(△)
営業外収益			営業外収益
営業外費用			営業外費用
経常利益又は経常損失(△)			経常利益又は経常損失(△)
特別利益			特別利益
特別損失			特別損失
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)			税引前当期純利益又は税引...
法人税等			法人税等
当期純利益又は当期純損失(△)			当期純利益又は当期純損失...

 : ユーザーが独自に追加した科目等 ユーザーが独自に追加した科目のみ表示する

X

- F1 ヘルプ
 F2 閉じる
 F3 フィルタ
 F4 利益処分
 F5 全計算
 F6 科目追加
 F7 科目削除
 F8 割当削除
 F9 印刷
 F11 割当設定
 F12 漢字

Enter
選択

製造原価報告書

決算書の作成

貸借対照表 損益計算書 製造原価報告書 株主資本等変動計算書 個別注記表

▲ ▼

科目	金額	加算減算	e-Taxで使用する科目
仕入原価			仕入原価
材料費			材料費
労務費			労務費
燃料油脂費			燃料油脂費
修繕費			修繕費
外注費			外注費
経費			経費
当期製造費用			当期製造費用
期首仕掛品たな卸高			期首仕掛品たな卸高
他勘定受入高			他勘定受入高
合計			合計
期末仕掛品たな卸高			期末仕掛品たな卸高
他勘定振替高			他勘定振替高
当期製品製造原価			当期製品製造原価

■ : ユーザーが独自に追加した科目等

ユーザーが独自に追加した科目のみ表示する

Enter 選択

X

F1 ヘルプ
F2 閉じる
F3 フィルタ
F4 利益処分
F5 全計算
F6 科目追加
F7 科目削除
F8 割当削除
F9 印刷
F11 割当設定
F12 漢字

株主資本等変動計算書等

□ 株主資本等変動計算書

決算書の作成

貸借対照表 損益計算書 製造原価報告書 株主資本等変動計算書 個別注記表

▲ ▼

科目	金額	e-Tax で使用する科目
株主資本		株主資本
資本金		資本金
資本剰余金		資本剰余金
利益剰余金		利益剰余金
自己株式		自己株式
株主資本合計		株主資本合計
評価・換算差額等		評価・換算差額等
新株予約権		新株予約権
非支配株主持分		非支配株主持分
純資産合計		純資産合計

: ユーザーが独自に追加した科目等
 ユーザーが独自に追加した科目のみ表示する

F1 ヘルプ
F2 閉じる
F3 フィルタ
F4 利益処分
F5 全計算
F6 科目追加
F7 科目削除
F8 割当削除
F9 印刷
F11 割当設定
F12 漢字

Enter 選択

□ 社員資本等変動計算書

決算書の作成

貸借対照表 損益計算書 製造原価報告書 社員資本等変動計算書 個別注記表

▲ ▼

科目	金額	e-Taxで使用する科目
社員資本		社員資本
資本金		資本金
資本剰余金		資本剰余金
利益剰余金		利益剰余金
社員資本合計		社員資本合計
評価・換算差額等		評価・換算差額等
非支配株主持分		非支配株主持分
純資産合計		純資産合計

ユーザーが独自に追加した科目等
 ユーザーが独自に追加した科目のみ表示する

Enter 選択

F1 ヘルプ
F2 閉じる
F3 フィルタ
F4 利益処分
F5 全計算
F6 科目追加
F7 科目削除
F8 割当削除
F9 印刷
F11 割当設定
F12 漢字

個別注記表

決算書の作成

貸借対照表 損益計算書 製造原価報告書 株主資本等変動計算書 個別注記表

▲ ▼

注記事項	設定内容	e-Taxで使用する科目
<input checked="" type="checkbox"/> 会計指針	会計指針	会計指針
継続企業の前提に関する注記	継続企業の前提に関する注記	継続企業の前提に関する注記
重要な会計方針に係る事項に関する注記	重要な会計方針に係る事項...	重要な会計方針に係る事項...
貸借対照表に関する注記	貸借対照表に関する注記	貸借対照表に関する注記
損益計算書に関する注記	損益計算書に関する注記	損益計算書に関する注記
株主資本等変動計算書に関する注記	株主資本等変動計算書に関...	株主資本等変動計算書に関...
税効果会計に関する注記	税効果会計に関する注記	税効果会計に関する注記
リースにより使用する固定資産に関する注記	リースにより使用する固定...	リースにより使用する固定...
関連当事者との取引に関する注記	関連当事者との取引に関する注記	関連当事者との取引に関する注記
1株当たり情報に関する注記	1株当たり情報に関する注記	1株当たり情報に関する注記
重要な後発事象に関する注記	重要な後発事象に関する注記	重要な後発事象に関する注記
連結配当規制適用会社に関する注記	連結配当規制適用会社に関...	連結配当規制適用会社に関...
その他の注記	その他の注記	その他の注記

: ユーザーが独自に追加した科目等
 ユーザーが独自に追加した科目のみ表示する

Enter 選択

X

F1 ヘルプ
 F2 閉じる
 F3 フィルタ
 F4 利益処分
 F5 全計算
 F6 科目追加
 F7 科目削除
 F8 割当削除
 F9 印刷
 F11 割当設定
 F12 漢字

[入力用帳票[六(一)・八(一)]]

所得税額・受取配当等計算シート

事業 年度	・	・	法人名
----------	---	---	-----

1. 預貯金等の利子

銀 行 名 1	・	・	・	・	・	・	・
支 払 い を 受 け た 年 月 日 2	・	・	・	・	・	・	・
手 取 類 3	・	・	・	・	・	・	・
税 率 4	・	・	・	・	・	・	・
所 得 税 額 5	・	・	・	・	・	・	・
收 入 金 額 6	・	・	・	・	・	・	・

2. 受取配当等

所 得 税 額 控 除 計 算 区 分	剩 余 金 の 配 当、 利 益 の 配 当 及 び 剰 余 金 の 分 配 7	集 団 投 資 信 托 の 取 益 の 分 配 8	割 引 債 の 滞 遅 差 益 9
計 算 期 間 【 1 年 超 】	個 別 法	個 別 法	個 別 法
計 算 期 間 【 1 年 以 内 】	個 別 法	個 別 法	個 別 法
別表六(一)控除を受ける所得税額			

受 取 配 当 等 の 明 細

法 人 名 又 は 銘 柏 10	・	・	・	・	・	・	・
支 払 い を 受 け た 年 月 日 11	・	・	・	・	・	・	・
株 式 等 区 分 12							
所 得 税 額 控 除 区 分 13							
本 店 の 所 在 地 14							
基 準 日 15	・	・	・	・	・	・	・
計 算 期 間 の 月 数 16	・	・	・	・	・	・	・
配 当 等 の 計 算 期 間 17	・	・	・	・	・	・	・
保 有 利 润 18							
受 取 類 19	・	・	・	・	・	・	・
税 率 20	・	・	・	・	・	・	・
所 得 税 額 21	・	・	・	・	・	・	・
收 入 金 額 22	・	・	・	・	・	・	・
配 当 等 の 計 算 期 間 の 月 数 等 23							
本 金 等 に お け る 所 有 元 本 数 等 24							
配 当 等 の 計 算 期 間 の 月 数 等 25							
保 有 利 润 の 計 算 期 間 の 期 末 26							
配 当 等 の 計 算 期 間 の 期 末 27							
配 当 等 の 計 算 期 間 の 期 末 28							
計 算 期 間 の 期 末 29							
(22) の う ち 益 金 算 入 さ れ る 金 額 30	・	・	・	・	・	・	・

所 得 税 額 控 除 の 個 別 法 に よ る 場 合 の 計 算

所 有 期 間 の 異 な る 月 数 ご と の 期 末 お け る 所 有 元 本 数 等 31	・	・	・	・	・	・	・
所 有 期 間 の 月 数 32	・	・	・	・	・	・	・
收 入 金 額 33	・	・	・	・	・	・	・
所 得 税 額 34	・	・	・	・	・	・	・

別表十四(二)

寄附金の損金算入に関する明細書		事業年度	法人名	別表十四(二) 令七・四・一 以後終了事業年度の方
公益法人等以外の法人の場合		公益法人等の場合		
一般書附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損金算入限度額
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2		長期給付事業への繰入利子額 25
	その他の寄附金額	3		同上以外のみなし寄附金額 26
	計 (1)+(2)+(3)	4		その他の寄附金額 27
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5		計 (25)+(26)+(27)
	計 (4)+(5)	6		所得金額仮計 (別表四「26の①」)
	所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	7		所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)
	寄附金支出前 所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		寄附金支出前 所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)
	同上 の $\frac{2.5}{100}$ 相 当 額 100	9		同上 の $\frac{2.5}{100}$ 相 当 額 100
	期末の資本金及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32×(2)+(33の④)」)	10		同上 の $\frac{2.5}{100}$ 相 当 額 100 〔※ 相当額が年200万円に満たない場合は、年200万円〕
	同上 の $\frac{2.5}{100}$ 相 当 額 $(10) \times \frac{2.5}{100}$	11		同上 の $\frac{2.5}{100}$ 相 当 額 100 〔※ 相当額が年200万円に満たない場合は、年200万円〕
	同上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額 1,000	12		公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「31」)
	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) $\times \frac{1}{4}$	13		長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (28)と算入額の半分(50万円)のうち少ない金額
	寄附金支出前 所得金額の $\frac{5.25}{100}$ 相 当 額 (8) $\times \frac{5.25}{100}$	14		損金算入限度額 〔(28)と算入額の半分(50万円)のうち少ない金額〕
	期末の資本金及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の相当額の $\frac{1.00}{100}$ 相 当 額 $(10) \times \frac{1.00}{100}$	15		指定寄附金等の金額 (41の計)
	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額 (28)と(14)又は(16)のうち少ない金額	16		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)
	指定寄附金等の金額 (1)	18		完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (37)
	国外関連者に対する寄附金額及び 本店等に対する内部寄附金額	19		計 (38)+(39)
	(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	20		
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(8)又は(13)-(17)-(18)	21		
	国外関連者に対する寄附金額及び 本店等に対する内部寄附金額(19)	22		
	完全支配関係がある法人に対する 寄附金額 (5)	23		
	計 (21)+(22)+(23)	24		
指定寄附金等に関する明細				
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額 41 円
計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日 又は支出した日	寄附先又は受取者	所在地	寄附金の用途又は認定 特定公益信託の名前	寄附金額又は支出金額 42 円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額 円

別表十五

交際費等の損金算入に関する明細書				
事業年度	：	：	法人名	
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2			
中小法人等の定額控除限度額 (1)と((800万円 × $\frac{12}{12}$)のうち少ない金額) <small>(別表十五付表の(1)のうち少ない金額)</small>	3		損金不算入額 (1) - (4)	5
支出交際費等の額の明細				
科 目	支 出 額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円	円	円	円
計				

別表十五

合七・四・一
以後終了事業年度分

7.アンインストール方法

「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」をコンピューターからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に [ユーザー アカウント制御] 画面が表示されることがあります。その場合は [はい] ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「コントロールパネル」と入力して表示される検索結果から[コントロールパネル]をクリックします。
[コントロールパネル] 画面が表示されます。
2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。
[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。
※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。
3. [法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ]をクリックして選択し、
[アンインストールと変更]をクリックします。
[プログラムの保守] 画面が表示されます。
4. [削除]を選択した状態で[次へ]ボタンをクリックします。
確認画面が表示されます。
5. [OK]ボタンをクリックします。
アンインストールが開始されます。
6. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
- ・ 「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「法人税の達人（平成21年度以降用）from会計王25シリーズ」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**法人税の達人(平成21年度以降用)from会計王25シリーズ
運用ガイド**

2025年12月20日初版